平成２８年（フ）第６１６号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目82番地　グランハイム宮沢Ｇ－102号、旧住所埼玉県蓮田市大字根金1617番地１　日本容器㈱社宅
債務者　阿部美佐子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９４号
さいたま市見沼区大字南中丸108番地、旧住所大阪府堺市南区鴨谷台３丁２番10―302号
債務者　佐藤　昌明
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１０号
さいたま市浦和区大東１丁目９番22号　フレグランス大東102
債務者　森　　美香
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
埼玉県越谷市大字大里208番地１　四季の里103、旧住所埼玉県上尾市大字原市39番地３ラポールリアン202
債務者　松本健太朗
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
埼玉県越谷市大字大里208番地１　四季の里103、旧住所埼玉県上尾市大字原市39番地３ラポールリアン202
債務者　松本あや子（旧姓笈沼）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２８２号
埼玉県吉川市保１丁目８番地５　エンゼルマンション35号
債務者　小泉　教幸
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番３―504号、旧住所埼玉県三郷市早稲田６丁目３番地２号棟204号
債務者　小池　　亮
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
埼玉県行田市桜町１丁目18番18号
債務者　茂木　有香
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５１号
福岡県京都郡みやこ町豊津1051番地３
債務者　林　　功
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
福岡県築上郡築上町大字臼田463番地
債務者　上田みつ子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第８４６号
北海道石狩市樽川８条１丁目261番地
債務者　佐藤　秀和（旧姓古橋）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７６号
札幌市豊平区平岸３条４丁目３番２号　ティアラ平岸Ｇパレス207号
債務者　寺山　翔太
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９３５号
札幌市中央区北11条西14丁目１番20―406号
債務者　佐藤　絵理（旧姓横見）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６３号
札幌市東区北35条東17丁目１番11号　センチュリー35―103号
債務者　飯田　慶一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
群馬県伊勢崎市柴町213番地３
債務者　與古田翔太
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号
埼玉県狭山市つつじ野１番22―303号、前住所埼玉県飯能市大字飯能69番地３　細田貸家西
債務者　菅原　徹平
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９１号
埼玉県狭山市広瀬２丁目34番２号　ブルックサイドスクエア102
債務者　アゼヴェド久美子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部